

説明会内容

- 名 称 藤沢都市計画公園の変更（素案）に係る説明会（2・2・16号高根公園、2・2・19号下沢公園、2・2・22号花沢公園、2・2・32号北浜見山公園、2・2・33号勘久公園）
- 日 時 2020年1月23日（木） 19：00～19：45
- 場 所 辻堂市民センター 第一談話室
- 参加者 2名
- 事務局 藤沢市 計画建築部 都市計画課

■趣 旨 _____
都市計画変更手続きとして、地元向けの都市計画説明会を開催したもの。

■主な内容 _____
(アルファベット：参加者 都：都市計画課)

1. 開会
記録のため録音、写真撮影することを告げ、了承を得る。
2. 挨拶
3. 説明（藤沢都市計画公園の変更（素案）について）
説明の後、一括して質疑を行う。
4. 質疑・応答
 - A 現在開設している北浜見山公園の土地は市の所有地か。
都 市の所有地である。
 - A 公園と緑の広場の違いは何か。
都 公園（都市公園）は都市公園法の下、維持管理を行っており、持続性がある。
緑の広場は、法の下では設置していない。（要綱により設置）借地している広場もありそのような広場は返却することで解除されることもある。
 - B 今後も公園は利用できるのか。
都 現在と変わらず公園の利用はできる。
5. 閉会

以 上